

Contents

- 1 【インド】国際仲裁についての重要なインド高等裁判所の判決
- 2 【メキシコ】メキシコの知的財産法(基本事項と最近のトピック)

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

1. 【インド】 国際仲裁についての重要なインド高等裁判所の判決

近時、インドでは、高等裁判所(High Court)において、実務上重要と思われる国際仲裁に関するいくつかの判決が下されているため、下記のとおりご紹介する。

なお、これらの判決については、いずれも今後、インド最高裁判所(Supreme Court of India)で異なる判断が下される可能性もあるが、少なくとも 2021 年 3 月時点においては、高等裁判所の判例として援用可能であると考えられる。

1. 契約当事者がいずれもインド人またはインド企業(外国企業のインド子会社等を含む)である場合に、紛争解決方法として、インド国外を仲裁地とする仲裁合意を行うことが有効であることについての判決

グジャラート高等裁判所(Gujarat High Court)は、2020 年 11 月 3 日、GE Power Conversion India Private Limited v. PASL Wind Solutions Private Limited 事件の判決において、

- ・インドの仲裁法である Arbitration and Conciliation Act, 1996 は、当事者の双方がインド人またはインド企業であるとしても、インド国外を仲裁地として仲裁合意を行うことを禁止するものではないこと
- ・また、そのような合意は、インドの契約法である Indian Contract Act, 1872 に違反するものでもなく、インドの公序良俗(public policy)に違反するものでもないこと

を判示した。

過去のインドの下級審の判例には、「当事者の双方がインド人またはインド企業(外国企業のインド子会社等を含む)である場合、インド国外を仲裁地として仲裁合意を行うことは禁止される」とも解釈しうるような内容のものがあり、実際に、いくつかのインドの法律事務所は、その解釈に基づいて、日系企業(日本企業のインドの子会社、

関連会社等)に対し、「当事者の双方がインド人またはインド企業(外国企業のインド子会社等を含む)である場合、紛争解決方法として、インド国外を仲裁地とする仲裁合意を行うことはできない」とアドバイスしていたようである。

しかしながら、それらの法律事務所が引用する下級審判例は、あくまで、「そのようにも解釈できる」といった程度のもにすぎず、「当事者の双方がインド人またはインド企業(外国企業のインド子会社等を含む)である場合、インド国外を仲裁地として仲裁合意を行うことができるかどうか」という論点について、真正面から判断を下したものでなかった。また、インド最高裁判所が、「そのような合意は禁止される」という判断を出したこともなかった(そのような判断が出ていれば、そもそも、グジャラート高等裁判所は、今回のような判決は出せないはずである(インド最高裁判所の判断に矛盾・抵触してしまうため))。

今回のグジャラート高等裁判所の判決は、「当事者の双方がインド人またはインド企業(外国企業のインド子会社等を含む)であっても、インド国外を仲裁地として仲裁合意を行うことは可能」である旨を明確に判示したものである。なお、本件の一方当事者である GE Power Conversion India Private Limited は、米国企業である General Electric Company の子会社である GE Power Conversion(本社はフランス)のインドにおける子会社または関連会社であるため、本件は、まさに「インド現地のインド企業と、日本企業を含む外国企業のインド子会社(関連会社)との間の契約における紛争解決方法としてのインド国外仲裁合意」の有効性という論点に関するものと言える。

同判決により、「当事者の双方がインド人またはインド企業(外国企業のインド子会社等を含む)であっても、紛争解決方法として、インド国外を仲裁地とする仲裁合意を行うことはできる」旨の解釈が合理的とされる可能性が高まったものと考えられる。

2. シンガポール国際仲裁センター(SIAC)の緊急仲裁判断(emergency arbitral award)が、インドにおいて執行可能であることについての判決

デリー高等裁判所(Delhi High Court)は、2021年2月2日、Future Retail Limited v. Amazon.com NV Investment Holdings LLC 事件の判決において、シンガポール国際仲裁センター(Singapore International Arbitration Centre (SIAC))における緊急仲裁(emergency arbitration)における緊急仲裁判断(emergency arbitral award)は、有効な管轄に基づく判断であり、したがってインドの仲裁法である Arbitration and Conciliation Act, 1996 に違反するものではなく、インドにおいて執行可能であることを判示した。

緊急仲裁とは、仲裁廷構成前(あるいは場合によっては後)に、緊急的な保全処分(仮差押えや仮処分)を得るための手続であり、いわば、「仲裁版の保全処分」ともいうべきものである。アジアでは、2010年にSIACが嚆矢となって導入した手続であるが、近時は、他の仲裁機関も追随して、同様の緊急仲裁制度を導入している(日本商事仲裁協会(JCAA)も、緊急仲裁制度を導入している)。緊急仲裁においては、仲裁機関が、(本来の仲裁廷とは別に)緊急仲裁人を選定し、緊急仲裁人が緊急仲裁判断を下すことになる。

緊急仲裁判断の執行の可否については、ニューヨーク条約加盟国でも対応が分かれており、多くの国は、「緊急仲裁判断も仲裁判断の一種であり、したがってニューヨーク条約の射程範囲内であるから、加盟国においては執行可能」という立場をとっているようであるが、一方で、「緊急仲裁判断は仲裁判断自体とは異なり、したがってニューヨーク条約の射程範囲外であるから、同条約に基づく執行は認められない」という立場を採っている国もある。

そのため、本件においても、インドの裁判所がどのような立場を採るのが注目されていたが、上述のとおり、デリー高等裁判所は、SIACの緊急仲裁判断はインドにおいて執行可能であると判示した。なお、この判決は、あくま

で SIAC の緊急仲裁判断に関するものであるが、仲裁機関によって判断を変える合理性は特に無いと思われることから、他の仲裁機関における緊急仲裁判断であっても、同様の判断が下されるものと予想される。

インドの仲裁法である Arbitration and Conciliation Act, 1996 の 9 条は、紛争解決方法としてインド国外での仲裁を合意した契約当事者であっても、インド国内での暫定救済(interim relief)の申立ては可能とする規定であるが、インド最高裁判所の判例及びそれに基づく法改正により、本ニュースレターの日付現在では、契約当事者の合意があれば、同条の適用を排除することが可能とされている。そのため、日本企業が、インド側からの暫定救済の申立てを含め、インド国内における訴訟を完全に回避したければ、紛争解決条項において、同法 9 条の適用を排除することを合意することが有効な手段となる。しかしながら、この場合、日本企業側からも、インド国内の裁判所に暫定救済の申立てができなくなるため、インドにおいて保全処分を得ることができなくなるという問題があった。

今回の Delhi High Court の判決により、日本企業とインド企業間の契約書の紛争解決条項(第三国での仲裁条項)にインド仲裁法 9 条の適用を排除する旨の文言を入れつつ、いざというときには第三国の仲裁機関の緊急仲裁を利用することで、日本企業において、①インド企業側がインド国内の裁判所に暫定救済を申し立て、仲裁合意があるにもかかわらず時間と費用のかかるインド国内の訴訟に巻き込まれてしまうリスクを回避しつつ、②日本企業側が保全処分(仮差押え、仮処分等)を得たい場合には、第三国の仲裁機関に緊急仲裁を申し立て、緊急仲裁判断が得られた場合、これをインドで執行する、という対応を採ることが可能となったと考えられる。

もちろん、この場合、インド企業側から緊急仲裁を申し立てられるリスクもあるが、①インド企業にとって、シンガポールなどの第三国で緊急仲裁を申し立てるのは、インド国内の裁判所に暫定救済を申し立てるよりも、手続のアクセス面、費用面で遥かにハードルが高いため、インド企業側による濫訴的な暫定救済の申し立てを防止できるとともに、②第三国での仲裁機関による公平、妥当な判断が期待できる等、日本企業にとっても十分なメリットがあると考えられる。

弁護士 琴浦 諒
ryo.kotoura@amt-law.com
 弁護士 大河内 亮
ryo.okochi@amt-law.com

2. 【メキシコ】メキシコの知的財産法(基本事項と最近のトピック)

1. メキシコの知的財産法

メキシコの主要な知的財産権の保護法としては *Ley Federal de Protección a la Propiedad Industrial*(以下、「連邦産業財産権保護法」とする。)と *Ley Federal del Derecho de Autor*(以下、「連邦著作権法」とする。)がある¹。本稿では、メキシコにおける知的財産権の管轄当局、知的財産権の種類、最近のトピック等についてごく簡単に紹介する。

なお、連邦産業財産権保護法は、米国・メキシコ・カナダ協定(通称 USMCA)の発効に伴い新たに公布された

¹ 連邦産業財産権保護法は、http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/LFPPPI_010720.pdfにて、連邦著作権法は、http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/122_010720.pdfにて、それぞれ原典が確認可能である。

法律であり、連邦著作権法も USMCA の発効に伴い改正されている。従前のルールとの主要な相違点については、ASIA & EMERGING COUNTRIES LEGAL UPDATE(2020 年 11 月号)「【メキシコ】知的財産権の保護に関する新法の制定」(https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins13_pdf/Asia_EC_20201130.pdf pp9-10)を参照されたい。

2. 管轄当局

メキシコ産業財産権機構(*Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial* (IMPI²))と呼ばれる独立行政機関が、メキシコにおける特許権、商標権、意匠権等の管理と登録を担当している。一方、著作権については、*Instituto Nacional del Derecho de Autor*(INDAUTOR)が担当している。

上記の各当局は、知的財産権の検索システムを提供している。それによって、登録を希望する知的財産権が既存の知的財産権に抵触し、又はそれを侵害する可能性がないか、確認することができる。

3. 知的財産権の種類

(1) 特許権

(ア)保護の対象と手続

発明は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性がある場合に特許を受けることができる。特許権者は、他人が特許発明を製造、使用、商品化、又は輸入することを禁止する権利を有する。

メキシコにおいても、特許を受けるために発明を出願し、登録される必要がある。メキシコでも先願主義が採用されており、最初の出願者に特許が付与されるが、出願から登録完了までの期間は 3 年から 5 年程度かかることが多い。

(イ)存続期間と権利行使

特許権の存続期間は、出願日から最大 20 年間であり、更新はない。特許を維持するためには、毎年特許料を支払う必要がある。

特許が付与された後は、特許を使用することが重要である。特許の出願の日から 4 年経過後は、発明者以外の者が特許の不使用を理由に強制実施権を申請することができ、その場合、不使用を正当化できない限り、強制実施権が認められる。

特許権者は、IMPI に対して侵害品の差押えを含む仮処分を申し立てることができ、IMPI は、侵害品を差し押え、又は侵害者に対し侵害品の製造、使用、又は販売の停止を命じることができる。また、特許権者は、IMPI において特許権侵害訴訟を提起することもでき、IMPI は、特許権を侵害した者に対して 25 万 UMA(約 1 億 1650 万円)以下の罰金を課すこともできる³。

² 英語表記である Mexican Institute of Industrial Property の頭文字をとって、MIIP と呼称されることもある。

³ *Unidad de Medida y Actualización* (通称「UMA」)という、法令上支払われるべき金額を算出するための経済単位である。2021 年 3 月現在、UMA は <https://www.inegi.org.mx/temas/uma/>にて確認可能である(1UMA=89.62 メキシコペソ)。日本円換算額は 1 メキシコペソ=5.2 円で計算した(250,000 x 89.62 x 5.2 = 116,506,000)。

(2) 商標権

(ア)保護の対象と手続

商標として保護されるものは、言語、図形、立体的形状、音、香り、質感、アニメーション、又はこれらの組み合わせ等による商標である。

登録商標権者は、登録商標を使用する独占的権利を有する。商標登録までに要する期間は、出願が紙で提出されたかオンラインでなされたかによっても異なるが、通常は 3～6 か月程度が多いと思われる(通常オンライン出願の方が期間が短い。)。もっとも、利害関係人(既に類似の商標を登録をしている者等)が異議を申し立てた場合等は、手続が最大 18 か月程度続く可能性もある。

(イ)存続期間と権利行使

商標登録は、登録日から 10 年間有効である。この期間は、IMPI に申請することにより、10 年ごとに更新可能であり、更新回数の上限は存在しない。但し、登録商標権者又はライセンスによる商標不使用が 3 年を超えて継続している場合を除く。

商標登録から 3 年後、登録商標の指定商品又は指定役務がメキシコで継続して使用されていることを示す使用宣言書を提出する必要がある。指定商品又は指定役務の範囲は、使用が宣言されているものに限定され、使用が宣言されていない指定商品又は指定役務は自動的に削除される。

登録後 3 年が経過しても登録商標がメキシコにおいて未使用のままである場合、登録商標の存在につき利害関係を有する者は、不使用を理由とする取消申立てをすることができる。不使用を理由とする取消申立てがなされた場合、登録商標権者は、登録商標が過去 3 年間にメキシコで実際に使用されたことを証明する十分な証拠を提出する必要がある。

商標権者は、侵害品の差押えを含む仮処分の申立てや、商標権侵害を理由とする損害賠償請求ができる。また、IMPI を介した調停手続で商標権侵害に関して解決することも可能になった。

(3) 意匠権

(ア)保護の対象と手続

意匠は、工業デザイン(製品の外観)と工業モデル(物品の装飾的又は美的側面)に分けられる。そして、意匠は、新規性及び産業上の利用可能性がある場合に登録を受けることができ、登録意匠の意匠権者は、その意匠を使用し、他人による使用又は複製を防止する独占的権利を有する。

意匠権として保護されるためには、IMPI に登録する必要がある。意匠権についても先願主義が採用されており、通常、出願から登録完了までの期間は最大で 1 年程度である。

(イ)存続期間と権利行使

意匠権の存続期間は、出願日から 5 年間である。手数料が支払われている限り、5 年ごとに登録日から最大で 25 年間、更新することができる。

意匠権者も、上記 3(1)(イ)で述べた特許権者と同様の権利を行使することができる。

(4) 著作権

(ア) 保護の対象と手続

著作権者は、著作物を制作、複製、公表、又は上演する独占的権利を享受し、他人が無断で著作物の複製等を行うことを禁止することができる。連邦著作権法に従って保護される著作物には、文学、音楽、演劇、映画、コンピュータープログラム、写真等が含まれる。

著作権として保護されるために、登録を受けることは必要ではなく、著作物の創作と有形の媒体への固定によって保護の対象となる。著作物の登録には宣言的効果しかないが、INDAUTOR に申請することで登録を受けることができる。

なお、連邦著作権法では、著作者の人格権と経済的権利の双方が保護されている。また、使用者は、従業員等が創作した著作物に関する経済的権利を有し、それを利用する権利を有することも可能である。

(イ) 保護期間と権利行使

メキシコにおける著作物の保護期間は、著作権者の生存期間及びその死後 100 年間であり、更新はできない。著作権侵害には、INDAUTOR が担当する純粋な著作権侵害と、IMPI が担当する商業的な著作権侵害がある。一部の種類の著作権侵害に対しては、刑事訴追も可能である。著作権者は、差止命令を申し立て、又は損害賠償請求することもできる。

4. 最近のトピック

(1) Notice and Takedown

USMCA の発効に伴う連邦著作権法の改正により、「Notice and Takedown」という手続が確立された。

具体的には、著作権者は自らの権利を侵害するコンテンツ等を Web 上で発見した場合、オンラインサービス提供者や Web サイト運営者等に通知をすることができる。オンラインサービス提供者等は、著作権者からの通知を受領した場合には、原則として、著作権を侵害しているコンテンツ等を削除し、又はアクセス不可能にしなければならない。コンテンツ等が削除されたり、アクセス不可能にされたユーザーは、著作権侵害の主張に対して防御するため、当該コンテンツ等を復元するよう求める異議申立て通知をすることができ、当該通知がなされた場合、著作権者が 15 日以内に法的措置を講じない限り、オンラインサービス提供者等は当該コンテンツ等を復元する義務を負う。

著作権者による通知又はユーザーによる異議申立て通知のいずれにおいても、虚偽の陳述を行った場合には多額の罰金が科せられる。

(2) 最高裁判例（手続の遅延と特許権の存続期間）

メキシコの最高裁判所は、2021 年 1 月、連邦産業財産権保護法の新たな解釈を示した。上記のとおり、特許権の存続期間は、出願日から最大 20 年間であるが、当局の責めに帰すべき理由により審査手続が遅延した場合、特許権の存続期間は、その付与日から 17 年間以上でなければならないとされた。この判例は、連邦産業財産権保護法公布日である 2020 年 7 月 1 日以前に提出された特許出願にも適用される可能性がある。

(注)本稿は、メキシコの法律事務所である Basham, Ringe y Correa, S.C.の Maria Fernanda González Aceves
メキシコ法弁護士の協力を得て作成しております

【メキシコ】

弁護士 石井 淳

jun.ishii@amt-law.com

弁護士 西山 洋祐

ynishiyama@basham.com.mx※メキシコの Basham, Ringe y Correa,
S.C.法律事務所に勤務中

【著書】

- ✂ 森脇 章弁護士が下記の本のコラムを執筆いたしました。

コロナの憲法学

発行年月日:2021年3月

【論文】

- ✂ 大河内亮弁護士が下記のウェブページの論文を執筆いたしました。

インド個人情報保護法とは 現行規制と新法案の概要

掲載サイト:Business Lawyers(2021年2月26日)

- ✂ 鼎博之弁護士、三宅英貴弁護士及び西谷敦弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

Commercial Dispute Resolution - Essential Intelligence: Fraud, Asset Tracing & Recovery (Japan Chapter)

掲載誌・刊号:Commercial Dispute Resolution(2021年3月)

【セミナー】

- ✂ 大河内亮弁護士が下記のアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業主催のセミナーにて

講演を行いました。(配信期間:2021年3月4日~2021年4月2日)

オンデマンドセミナー「インド競争法ー近時の動向のアップデート」録画配信

- ✂ 琴浦諒弁護士が下記のアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業主催のセミナーにて講演

を行いました。(2021年3月9日)

オンラインセミナー「インドにおける紛争対応 - インド国内の訴訟から国際仲裁まで」(ライブ配信)

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)
弁護士 福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅(akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏(takahiro.ikeda@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。